

○那覇市議会委員会条例

〔昭和47年5月15日〕
条 例 第 8 3 号

改正	昭和48年8月10日 条例第34号	平成5年8月11日 条例第26号
	昭和49年7月1日 条例第36号	平成10年4月1日 条例第15号
	昭和49年9月14日 条例第39号	平成11年4月1日 条例第21号
	昭和50年7月11日 条例第40号	平成12年3月31日 条例第36号
	昭和52年7月1日 条例第27号	平成13年3月30日 条例第14号
	昭和54年4月11日 条例第26号	平成15年3月28日 条例第18号
	昭和54年12月26日 条例第47号	平成17年3月30日 条例第22号
	昭和55年4月1日 条例第17号	平成19年3月30日 条例第17号
	昭和59年4月11日 条例第13号	平成20年3月28日 条例第21号
	昭和60年6月21日 条例第17号	平成21年7月1日 条例第22号
	昭和63年4月1日 条例第11号	平成24年12月28日 条例第79号
	平成3年8月12日 条例第20号	平成25年3月29日 条例第31号
	平成5年8月10日 条例第24号	平成28年12月12日 条例第46号

那覇市議会委員会条例（1969年那覇市条例第7号）の全部を改正する。

目次

第1条	（趣旨）	72
第2条	（常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属）	72
第3条	（常任委員の任期）	73
第4条	（議会運営委員会の定数及び任期）	73
第5条	（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）	73
第6条	（特別委員会の定数及び任期）	73
第7条	（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）	74
第8条	（委員の選任）	74
第9条	（委員長及び副委員長）	75
第10条	（委員長及び副委員長がともにないときの互選）	75
第11条	（委員長の議事整理権、秩序保持権）	75
第12条	（委員長の職務代行）	75

第13条	(委員長、副委員長の辞任)	75
第14条	(議会運営委員及び特別委員の辞任)	76
第15条	(招集)	76
第16条	(定足数)	76
第17条	(表決)	76
第18条	(委員長及び委員の除斥)	77
第19条	(委員会の公開等)	77
第20条	(秘密会)	77
第21条	(出席説明の要求)	78
第22条	(秩序保持に関する措置)	78
第23条	(公聴会開催の手続)	79
第24条	(意見を述べようとする者の申出)	79
第25条	(公述人の決定)	79
第26条	(公述人の発言)	79
第27条	(委員と公述人の質疑)	80
第28条	(代理人又は文書による意見の陳述)	80
第29条	(参考人)	80
第30条	(記録)	80
第31条	(会議規則への委任)	80
付則		81
改正履歴		84

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条及び那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以下「基本条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

【参照条文】

法第109条(委員会)〔「法」とあるのは地方自治法。以下同じ。〕

〔行政実例〕

- 1 常任委員会は、法第109条第5項(現在は第8項)の規定による以外は、議会閉会中は一切その活動を停止する。閉会中の事実上の自主的会合、審議は差し支えないが、この場合においては、法律上の効果を伴わず、費用弁償の支給はできない。(昭25. 5. 12)
- 2 常任委員会の所管事務の調査については、議会の議決を必要とせず、審査については、議会の議決により議案、陳情等が委員会の審査に付議されれば、当然に審査しうる。(昭26. 10. 10)

(常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属)

第2条 常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

名称	定数	所管事項
総務常任委員会	10人	総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
建設常任委員会	10人	都市計画部、建設管理部及び上下水道局の所管に属する事項
教育福祉常任委員会	10人	福祉部、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項
厚生経済常任委員会	10人	市民文化部、経済観光部、環境部、健康部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	40人	予算及び決算に関する事項

- 2 議員は、前項の表に規定する予算決算常任委員会の委員になり、及びその他の常任委員会のいずれかの委員になるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、常任委員会の委員を辞退し、又は辞任することができる。

【参照条文】

法第109条第1項（委員会）、会規第105条第1項（所管事務等の調査）

〔行政実例〕

- 1 一つの条例を各委員会に分割付託することはできず、二以上の委員会の所管にまたがるときは、事案の性格により一つの委員会に付託し、関係委員会と協議して連合審査会を開くか、特別委員会を設けこれに付託する方法によるべきである。（昭28. 4. 6）
- 2 予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二以上の委員会で分割審査すべきものではない。（昭29. 9. 3）

〈判 例〉

- 1 委員会の名称、所管事項の一部変更に伴い委員会定数が改正された場合、新旧委員会の同一性を失うので委員を改選しなければならない。（福岡地裁、昭29. 10. 25）

（常任委員の任期）

- 第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔行政実例〕

- 1 条例に規定すれば、委員の任期満了前でも委員改選のための手続きを行うことができる。（昭48. 9. 25）

（議会運営委員会の定数及び任期）

- 第4条 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。
- 2 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

【参照条文】

法第109条（委員会）、会規第105条第2項（所管事務等の調査）

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

- 第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

（特別委員会の定数及び任期）

- 第6条 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 2 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

【参照条文】

法第109条（委員会）

〔行政実例〕

- 1 法第98条第1項及び同法第100条第1項の職務を行うための常設の特別委員会の設置はできない。
(昭26. 9. 10)
- 2 議会において審議されていない事件についても、議会の議決により付議された特定の事件については、特別委員会を設置することができる。と解する。
(昭26. 10. 10)
- 3 議会の議決によって調査の終了するまで、存続するものと決定された特別委員会でも、議員の任期が満了した場合は、自然消滅する。
(昭34. 3. 17)

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、基本条例第19条第5項の規定にかかわらず、特別委員会として資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

- 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第1項の規定にかかわらず、10人とする。

〔行政実例〕

- 1 懲罰特別委員会（資格審査特別委員会）について、条例によって自動設置することを規定したとしても、事件の付託は本会議の議決を要する。
(昭43. 1. 12)

（委員の選任）

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。

〔行政実例〕

- 1 議長及び副議長も常任委員とならなければならないが、議長については、いったん常任委員となった後、議会の同意を得て辞退することは特に

必要がある場合においては、やむを得ないと解する。 (昭31. 9. 28)

- 2 開会中においても、条例で定めるところにより、委員の選任を議長の指名により行い、また、その辞任・所属の変更を議長の許可によって行うことも差し支えない。 (平18. 6. 7)

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

[行政実例]

- 1 委員会で互選された委員長と副委員長は、正当な理由があれば委員長、副委員長の職を辞退することができる。 (昭27. 11. 15)

- 2 閉会中の委員会において特定事件の審査がなく、ただ正副委員長の選任を行うためだけの議決をすることはできない。 (昭28. 11. 5)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

[行政実例]

- 1 委員長が辞任を申し出、委員会が許可しないで保留している場合、辞職の申し出をしたことのみをもって委員長に事故があるものということとはできない。 (昭25. 5. 12)

(委員長、副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければなら

ない。

〔行政実例〕

- 1 法第109条第5項(現行では第8項)の規定による閉会中の審査中であれば、議会の閉会中であっても許可することができる。(昭32. 7. 10)

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

〔行政実例〕

- 1 特別委員会の委員の辞任については、議会の許可にかからしめる必要はない。(昭48. 9. 25)

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

【参照条文】

会規第90条(議長への通知)

〔行政実例〕

- 1 法第109条第5項(現行では第8項)の規定による以外、議会閉会中は常任委員会の招集はできない。(昭32. 10. 8)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

【参照条文】

法第113条(定足数)

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

【参照条文】

法第116条（表決）

〔行政実例〕

- 1 特別議決を要する議案が委員会に付議された場合においても、会議規則に特別の定めがない限り、委員会の議決は過半数でよい。（昭25. 6. 8）

（委員長及び委員の除斥）

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

【参照条文】

法第117条（議長及び議員の除斥）

〔行政実例〕

- 1 議員が代表者になっている株式会社の行為が陳情の対象となっている場合、その事項が一般的、抽象的に指摘されている事項であっても、諸般の状況よりして当該事項の内容が客観的に明確に認定される場合においては、委員会の会議の議題となったときは除斥を要する。（昭31. 10. 31）
- 2 私立保育園全部に対する市費助成方の請願の審議に当たっては、私立保育園の経営者たる議員は、当該請願が委員会の会議の議題となったときは除斥を要する。（昭37. 4. 2）
- 3 P T Aに対する補助金交付の請願書が提出された場合にP T A会長の職にある議員は、法第117条により除斥の対象となる。（昭38. 12. 25）
- 4 市が開発公社から土地を買収する場合、当該土地取得に係る議案の審議に際して、当該公社の理事及び監事の職にある議員は、除斥の対象となる。（昭45. 11. 20）
- 5 条例の制定改廃が、一般的・普遍的性格を有するものであれば、それらを審議する過程においては、除斥の問題は生じない。（昭53. 7. 26）

（委員会の公開等）

第19条 委員会は、原則として公開する。ただし、委員長は傍聴人数の制限その他必要な制限をすることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

【参照条文】

法第115条（議事の公開の原則及び秘密会）

〔行政実例〕

- 1 懲罰事犯については、会議規則中に「秘密会の議決を漏らしてはならない。」と規定している場合、閉会中に議員が市会報告演説会等において秘密会の議事を漏らしたとき、懲罰事犯はその会期中に処理するというところにかかわらず秘密会の秘密性の継続する限り、次の会期において懲罰を科することができる。また、会議規則は「会議その他の手続及び内部の規律に関する規則」であるが、議場外であっても議事を外部に漏らす行為に対しては、懲罰を科することはできるものと解する。（昭25. 3. 18）
- 2 会議規則に「委員会の秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。」と規定されている場合でも、当該議事を当該委員会の委員でない議員に漏らしても差し支えないと解するが、当該議員が知り得た秘密会の議事を他に漏らした場合には秘密漏えいとなる。（昭47. 6. 26）

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

【参照条文】

法第121条（長及び委員長等の出席義務）

〔行政実例〕

- 1 法第121条の規定による囑託の範囲は、当該地方公共団体の職員に限ると解され、当該地方公共団体の職員以外の者には及ばない。（昭33. 3. 31）

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において法、那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止

し、又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

【参照条文】

法第115条の2第1項、住居表示に関する法律第5条の2第6項(町又は字の区域の新設等の手続の特例)、地方公務員法第9条の2第6項(人事委員会又は公平委員会の委員)

〔行政実例〕

- 1 公聴会の開催方法は条例中に規定すべきである。また、公聴会はその本旨にかんがみ、非公開とすることはできない。(昭22. 8. 8)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

【参照条文】

法第115条の2第1項、法第207条(実費弁償)

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

【参照条文】

法第115条の2第2項、法第207条(実費弁償)

《通知》

1 法第109条第6項(現行法では、第115条の2第2項)の規定により、参考人として出頭を求められた者は、職務上の守秘義務があること、業者が多忙であって求められた時に出頭できないことなどの場合には出頭しないこともあり得るものであり、これに対して特段の制裁措置は設けられていないものであること。(平3.4.2)

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合にあつては、委員長は、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとるものとする。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては会議規則の定めるところによる。

付 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

付 則 (昭和48年8月10日条例第34号)

この条例は、昭和48年8月10日から施行する。

付 則 (昭和49年7月1日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年9月14日条例第39号)

この条例は、昭和49年9月17日から施行する。

付 則 (昭和50年7月11日条例第40号)

この条例は、昭和50年8月1日から施行する。

付 則 (昭和52年7月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和54年4月11日条例第26号)

この条例は、昭和54年5月1日から施行する。

付 則 (昭和54年12月26日条例第47号)

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

付 則 (昭和55年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年4月11日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和60年6月21日条例第17号)

この条例は、昭和60年8月4日から施行する。

付 則 (昭和63年4月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年8月12日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成5年8月10日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成5年8月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年4月1日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定)

2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条に規定する総務委員会、建設委員会、教育福祉委員会及び厚生経済委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の那覇市議会委員会条例第2条に規定する総務委員会、建設委員会、教育福祉委員会及び厚生経済委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員となるものとし、それぞれの改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、それぞれ改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。

(常任委員会の継続審査事件に関する経過規定)

3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成10年（1998年）3月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員に付託されたものとみなす。

付 則（平成11年4月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月31日条例第36号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成13年3月30日条例第14号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月28日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月30日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(厚生経済委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定)

2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条に規定する厚生経済委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第2条に規定する厚生経済委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。

(厚生経済委員会の継続審査事件に関する経過規定)

- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成17年（2005年）2月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

付 則（平成19年3月30日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（教育福祉委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定）
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条に規定する教育福祉委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第2条に規定する教育福祉委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
（教育福祉委員会の継続審査事件に関する経過規定）

- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成19年（2007年）2月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

付 則（平成20年3月28日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例中第2条第1号の改正規定は平成20年4月1日から、第2条第4号の改正規定は地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。
（総務委員会及び厚生経済委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定）
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条に規定する総務委員会及び厚生経済委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第2条に規定する総務委員会及び厚生経済委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
（総務委員会及び厚生経済委員会の継続審査事件に関する経過規定）

- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成20年（2008年）2月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

付 則（平成21年7月1日条例第22号）

この条例は、次の一般選挙により選挙された那覇市議会議員の任期の起算日から施行す

る。

付 則（平成24年12月28日条例第79号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年2月1日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

（常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過措置）

- 2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の那覇市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)に、第1条の規定による改正後の那覇市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、それぞれ、施行日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員の残任期間とする。

建設委員会	建設常任委員会
教育福祉委員会	教育福祉常任委員会
厚生経済委員会	厚生経済常任委員会

（常任委員会の継続審査事件に関する経過措置）

- 3 第1条の規定の施行の際現に改正前の条例第2条の規定による常任委員会において閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

付 則（平成25年3月29日条例第31号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月12日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

[改正履歴]

○昭和48年8月10日 議決

沖縄の本土復帰に伴う地方自治法の適用により、昭和48年7月29日執行の市議選挙から、議員定数が30人から44人に増員となったため、常任委員会の定数の適正配置と、その所管事務の配分を均衡にするため、委員会条例第2条の「3常任委員会」を「4常任委員会」に改め、「経済民政教育委員会」を「経済民生委員会」と「保健文教委員会」にそれぞれ名称を改め、建設委員会の所管事項の「港湾部」を経済民生委員会

に、「水道局」を保健文教委員会に移管し、また、常任委員会の定数10人を11人とする
ことが主な改正の内容であった。

○昭和49年6月19日 議決

- (1) 委員会条例第3条（常任委員の任期）第2項が（昭和48年9月25日付けの行政実
例に基づき）追加され、常任委員の任期満了の日前30日以内に改選できるようにな
った。それに伴い、委員会条例第3条の2（現在なし）が追加され、改選による委
員の任期は、前任の委員の任期満了の翌日から起算されることになった。
- (2) 委員会条例第12条（特別委員の辞任・現行第14条）について、辞任の手続きは行
政実例に基づき、「議会の許可」から「議長の許可」に改正された。
- (3) 委員会条例第19条（出席説明の要求・現行第21条）の中に、「農業委員会の会長」
が追加された。

○昭和49年9月14日 議決

那覇市救急診療所が設置されたため、委員会条例第2条（常任委員会の所管等）の
保健文教委員会の所管に「救急診療所」が追加された。

○昭和50年6月27日 議決

組織機構の改正に伴い、委員会条例第2条の総務委員会の所管に「市民部」が追加
され、経済民生委員会の所管の「福祉事務所」が「福祉部」に名称変更された。

○昭和52年6月20日 議決

モノレール建設準備室及び市立病院建設準備室の設置に伴い、委員会条例第2条の
建設委員会の所管に「モノレール建設準備室」が追加され、保健文教委員会の所管に
「市立病院建設準備室」が追加された。

また、「議会事務局」が総務委員会の所管に追加された。

○昭和54年3月26日 議決

組織の機構改革に伴い、委員会条例第2条の総務委員会の所管の「財務部」が「税
務部」に名称変更され、経済民生委員会の所管に「福祉事務所」が追加された。

○昭和54年12月24日 議決

建設中の市立病院が、昭和55年5月1日に診療開始予定のため、その組織スタート
に合わせて、委員会条例第2条の保健文教委員会所管の「市立病院建設準備室」が

「市立病院」に名称変更された。

○昭和55年3月27日 議決

組織の機構改革に伴い都市計画部が新設されたため、委員会条例第2条の建設委員会の所管に「都市計画部」が追加された。なお、「モノレール建設準備室」は、名称を変更（都市交通対策室）して、都市計画部の中に組織されたため削除された。

また、経済民生委員会の所管の「福祉事務所」が削除された。

○昭和59年3月28日 議決

第42回国民体育大会の開催に向けて、その対策並びに事業執行のため、市長事務部局の中に「国体事務局」が新設された。それに伴い、委員会条例第2条の総務委員会の所管に追加された。

○昭和60年6月10日 議決

昭和48年8月に、3つから4つの常任委員会となったが、この間における市長事務部局の機構改革、又は行政ニーズによる部、課等の増設により、4常任委員会の付託事件の議案、陳情等の件数、あるいは審査時間等に大きな不均衡が生じていた。この不均衡を是正するため、来る7月の改選を機に、委員会の名称及び所管事項の見直しが行われた。

なお、主な改正内容は、委員会条例第2条の「経済民生委員会」と「保健文教委員会」が、「教育福祉委員会」と「厚生経済委員会」に名称変更され、それに伴う所管先の変更等であった。

○昭和63年3月25日 議決

第42回国民体育大会の終了により、市長事務部局の中の「国体事務局」が廃止された。それに伴い、委員会条例第2条の総務委員会所管の「国体事務局」が削除された。

○平成3年7月24日 議決

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、従来、任意の委員会であった議会運営委員会が、同法（第109条の2の追加）に基づき、条例で置くことができるようになった。それに伴い、委員会条例第4条（議会運営委員会の設置）が追加された。なお、定数は12人。

(2) 参考人制度が創設（同法第109条第5項の追加）されたことにより、常任委員会と特別委員会、さらに議会運営委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるようになった。

それに伴い、委員会条例第29条（参考人）が追加され、それまで会議規則に規定されていた、公聴会における公述人の決定・発言及び委員と公述人の発言に関する条文については、委員会条例に移行して規定（同条例第25条～第28条）された。

(3) (1)及び(2)の改正に併せて、委員会条例における関係規定が大幅に整備され、また、その他法令における表記の基準が改正されたことに伴い、それに併せ、同条例における字句等の表記も大幅に整備された。

○平成5年7月26日 議決

組織の名称変更に伴い、委員会条例第2条の総務委員会所管の「会計課」が「出納室」に名称変更された。

○平成5年8月11日 議決

議会運営委員会における各会派からの委員の選出方法について、委員定数の見直しが行われた結果、委員会条例第4条第2項中、定数「12人」が「13人」に改正され、議会運営委員の定数が1人増員された。

○平成10年3月30日 議決

平成10年度からの組織機構改正による部の統廃合等に伴い、これまでの13部1局が11部に再編成されたため、従来の市民部、経済部、福祉部、保健衛生部、建設部、港湾部が、統廃合により「市民環境部」、そして経済部と文化局を統合した「経済文化部」、「福祉保健部」、「建設港湾部」という新しい部の名称、事務の内容等に改正された。

それに伴い、従来の所管事務の状況や各常任委員会のバランス等も考慮に入れた所管部署の見直しが行われた。

○平成11年3月25日 議決

平成11年度からの組織改正に伴い、「救急診療所」を「市立病院」に統合し、救急業務の一元化が行われた。それに伴い、委員会条例第2条の厚生経済委員会所管の「救急診療所」が削除された。

○平成12年3月24日 議決

- (1) 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い地方自治法の一部が改正され、同法第121条に関する規定の改正・整備との関連で、条例に基づく委員会等に該当するものがないため、委員会条例第21条（出席説明の要求）中、「法令又は条例」が「法律」に改正された。
- (2) 平成12年度からの組織改正に伴い、委員会条例第2条の教育福祉委員会所管の「福祉保健部」が「健康福祉部」に名称変更された。

○平成13年3月23日 議決

平成13年度からの組織改正に伴い、委員会条例第2条の総務委員会所管に新たな部「経営管理局」が追加され、厚生経済委員会所管の「市民環境部」と「経済文化部」が、「市民文化部」と「経済環境部」にそれぞれ名称変更された。

○平成15年3月24日 議決

平成15年度からの組織改正に伴い、委員会条例第2条の総務委員会所管の「経営管理局」と「企画部」が「経営企画部」に、「税務部」が「財務部」に、建設委員会所管の「建設港湾部」と「土木部」が「建設管理部」に、厚生経済委員会所管の「経済環境部」が「経済観光部」と「環境部」に、それぞれ名称変更された。

○平成17年3月24日 議決

那覇市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、委員会条例第2条の厚生経済委員会所管の「水道局」が「上下水道局」に名称変更された。

○平成19年3月20日 議決

- (1) 地方自治法が一部改正され、委員会制度や会議録作成等、議会制度について見直しが行われ、委員会の委員は、開会中・閉会中を問わず議長の指名により選任でき、委員会としても議案を提出できるようになり、会議録の電磁的記録も可能とされた。

また、平成19年度からの組織改正で、健康福祉部の「こどもみらい局」が「こどもみらい部」に格上げされたことに伴い、委員会条例第2条の教育福祉委員会所管に「こどもみらい部」が追加された。

○平成20年3月18日 議決

平成20年度からの組織改正に伴い、委員会条例第2条の総務委員会所管の「経営企画部」と「財務部」が「企画財務部」に名称変更された。

また、平成20年4月から厚生経済委員会所管の「市立病院」が地方独立行政法人への移行に伴い、「市立病院」が除かれた。

○平成21年6月19日 議決

平成18年6月1日に公布された、那覇市議会議員定数条例の一部を改正する条例が、平成21年7月5日実施の那覇市議会議員選挙から施行され、議員定数が44人から40人に変更となることに伴い、委員会条例第2条の各常任委員会の定数が11人から10人に変更された。

○平成24年12月21日 議決

地方自治法の一部改正及び那覇市議会基本条例の制定に伴い、主に以下の事項について、必要な改正を行った。

- (1) 新たに予算決算常任委員会を設置するため、同委員会に関する規定を第2条第1項に追加した。
- (2) 従来の各常任委員会における所管事項のバランス等を見直し、厚生経済常任委員会所管の「上下水道局」を建設常任委員会へ、また、教育福祉常任委員会所管の「健康福祉部」から「健康保険局」を除き、同「健康保険局」を厚生経済常任委員会へ所管の変更を行った。
- (3) 委員会の公開について、これまで委員長の許可による制限公開であったものを原則公開とするため、委員会条例第19条第1項を改正した。

○平成25年3月26日議決

平成25年度からの組織機構再編により、現行の「健康福祉部」が「健康部」と「福祉部」に再編された。それに伴い、委員会条例第2条第1項の表中、教育福祉常任委員会所管の「健康福祉部（健康保険局を除く。）」を「福祉部」に、また、厚生経済常任委員会所管の「健康保険局」を「健康部」に、それぞれ改正した。

○平成28年12月9日議決

平成24年の地方自治法改正により「議員は、少なくとも一の常任委員となる」とする規定が削除され、議長の常任委員への就任については条例に委ねられることとなっていた。議長が常任委員に就任しないことを可能とするため、第2条に新たに第3項の規定を加え、同条第2項の字句を整理した。